

◎新潟県告示第1117号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年10月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成29年9月27日から平成30年1月11日まで
- 3 作業地域 胎内市桃崎浜、胎内市荒井浜地内